

## 第3次宇和島市総合計画策定支援業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

第3次宇和島市総合計画策定支援業務

### 2. 業務目的

令和9年度末をもって計画期間満了となる「第2次宇和島市総合計画」、「第3期まち・ひと・しごと創生 宇和島市総合戦略」及び「第2次宇和島市行政経営改革プラン」を一体化し、市民ひとりひとりの幸福度を向上しつつ、持続可能なまちづくりを推進するための総合的かつ戦略的な行政運営の指針とする令和10年度から令和19年度までの第3次宇和島市総合計画（以下「計画」という。）の策定を目的とする。

### 3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

### 4. 委託業務の項目

- (1) 基礎資料の収集・分析
- (2) 総合計画策定審議会、職員ワーキンググループ及び高校生ワークショップの運営支援
- (3) 基本構想(案)の設計及び基本計画(案)の作成支援
- (4) 策定スケジュールの管理
- (5) その他宇和島市（以下「市」という。）が指示する事項

### 5. 委託業務内容

#### (1) 基礎資料の収集・分析

##### ①市の現状・課題分析

- ・現計画の評価及び検証を行い、市の現状と課題について分析を行う。
- ・上位計画及び関連計画の把握
- ・財政状況（財政計画）の把握及び分析

##### ②外的要因の分析

- ・社会潮流の調査
- ・国、県等の動向調査

##### ③人口ビジョンの改訂（時点修正）

平成27年度に策定し、令和元年度・令和6年度に時点修正したビジョンから3年が経過し、その間の人口変動に合わせ、国から提供される人口推計データ等を活用し、人口ビジョンの見直しを行う。

なお、人口ビジョンの見直しを実施するにあたり、計画に次の内容を盛り込むものとする。

#### ア 人口の現状分析

##### ■人口動向分析

- ・総人口の推移と将来推計
- ・年齢3区分別人口の推移と将来人口
- ・出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移
- ・人口変動の要因に関する分析

##### ■将来人口の推計と分析

##### ■人口の変化が地域の将来に与える影響の分析と考察

#### イ 人口の将来展望

将来展望及び持続可能なまちづくりの方向性に係る分析と考察

##### ④市民アンケートの設計・実施・分析支援

- ・市民における市政に対する満足度の確認を目的とした市民アンケート（3,000票）の

設計を行う。なお、設計にあたってはデジタル庁が公表している「地域幸福度 (Well-being) 指標アンケート設問票」を参考とし、アンケート調査を通じて市独自の地域幸福度指標の設定に必要なデータ収集を行う。

- ・アンケートの印刷及び封入作業、宛名ラベルの提供（宛名ラベルの印刷及び貼付は市で行う。受託者は白紙の宛名ラベルを市に納品すること。）

※発送用封筒（角2サイズ・窓無し・テープ糊付き）及び返信用封筒（角2サイズ・窓無し）は市が準備する。

※発送および返信に係る郵便料は市が負担する。

- ・アンケートの回収は郵送またはオンラインのハイブリット方式
- ・オンラインフォームの設計は受託者で行い、これに必要なライセンス料は受託者が負担する。
- ・回収後のアンケート集計及び分析

#### ⑤市民ワークショップの意見整理

- ・市民対象ワークショップから出された意見を整理し計画に反映させる。

#### ⑥担当職員ヒアリング

- ・原則、係単位（100係程度）で担当者職員のヒアリングを行う。ただし、事務分掌等を鑑みて市と協議のうえ、一部を課単位で実施することができる。
- ・ヒアリングでは、現状の課題や今後の取り組むべき方向性等について聞き取りを行うとともに、その内容を整理し計画に反映させる。
- ・ヒアリングについては、1係において20分程度を目安とし、原則として市職員が同席のうえ、対面形式（オフライン）で行う。なお、受託者は、対面（オフライン）で参加する職員を1名以上配置することで、その他の職員はオンラインでの参加も可能とする。

### (2) 総合計画審議会、職員ワーキンググループ及び高校生ワークショップの運営支援

総合計画審議会（学識経験者、公共的団体の代表者、公募市民等で組織する市長の諮問機関）、職員ワーキンググループ及び高校生ワークショップについて運営支援を行う。

#### ①総合計画審議会の運営支援（5回程度開催）

- ・会議資料の作成
- ・必要に応じて出席（オンライン出席可）し、意見への対応案について助言

#### ②職員ワーキンググループの運営支援

- ・現地支援によるファシリテート（4班体制・延べ8回程度開催）
- ・部署横断的な班分けにより、多様な視点による課題調査や意見交換を行う。
- ・政策形成に係るリテラシーの向上（意識啓発）を図る。
- ・上記(1)の基礎資料に基づく課題を認識のうえ、基本構想期間中における政策の重点ポイントを提示する。
- ・ワーキングにおいて出された意見を整理し計画に反映させる。

#### ③高校生ワークショップの運営支援

- ・現地支援によるファシリテート（1日程度開催）
- ・上記(1)の基礎資料から市の現状課題（市政として足りていないもの）を提示する。
- ・基本構想期間中において重点的に取り組むべきことを提示する。
- ・ワークショップから出された意見を整理し計画に反映させる。

### (3) 基本構想(案)の設計及び基本計画(案)の作成支援

①Well-Being指標をはじめとする上記(1)の基礎資料及び上記(2)の意見等を背景とした基本構想(案)の設計支援を行う。

②令和10年度から令和14年度を期間とする前期基本計画(案)の策定にあたり、Well-Being指標を軸としたロジックツリーに基づく政策目標の設定並びに施策、事業及び成果指標の設定に係る支援を行う。

③上記①②の案の作成にあたっては市の求めに応じて密に内容の調整を行い、計画内で

- の整合性を図りつつ、全体的なレイアウトの調和を取りながら、計画に反映させる。
- ④「行財政改革に関する項目」を行政改革大綱（＝「宇和島市行政経営改革プラン」）として位置付ける。
  - ⑤地方創生を目的とし、人口ビジョンで示した将来展望を実現させる施策をまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく本市の総合戦略として位置づける。策定にあたっては国及び愛媛県の総合戦略を勘案した内容となるよう留意すること。
  - ⑥上記①で設計した基本構想(案)の具現化にあたり有効な手法や手段等を提案する。

(4) 策定スケジュールの管理

業務の遂行にあたっては、市担当者と連絡を密にし、進捗状況に合わせ、適宜、工程表を提示する。

(5) その他市が指示する事項

6. 成果品

(1) 報告書 1部

(2) 下記の電子データ一式 2式 (CD-R等)

※計画及び計画概要版については、サンプルとして1部を紙媒体で提出すること。また、電子データは、別途、印刷発注できる形式で格納しておくこと。

- ・アンケート結果報告書
- ・計画 (A4判、オールカラー、180頁程度、デザイン編集あり)
- ・計画概要版 (A4見開き、30頁程度、子どもから大人まで様々な世代が総合計画及び市政をより身近なものと感じてもらえるような絵本や漫画形式等のストーリー性のあるデザインとし、表紙デザインやページのレイアウト、イラストの作成、写真の加工、図表・グラフ等を工夫して作成し、視覚的に分かりやすいものとする。) )
- ・その他本業務実施にあたり作成した分析資料等

7. 部分引き渡しにかかる条件

別添「第3次宇和島市総合計画策定スケジュール(案)」に沿って次の成果物を各年度において提出すること。

<令和8年度成果物>

(1) 報告書 1部

(2) 下記の電子データ一式 2式 (CD-R等)

- ①打合せ及び協議に関する議事録
- ②工程表 (令和8年度分)
- ③計画の一部に関する資料
  - ・市の現状及び課題分析に関するもの
  - ・外的要因の分析に関するもの
  - ・人口ビジョンの改訂 (時点修正)
  - ・市民アンケートの分析結果
  - ・市民ワークショップの意見整理
  - ・担当職員ヒアリングに関するもの
  - ・総合計画審議会の運営支援に関するもの (2回程度開催)
  - ・職員ワーキンググループの運営支援に関するもの
  - ・高校生ワークショップの運営支援に関するもの
  - ・基本構想 (案)
  - ・基本計画案 (案) (令和8年度現在)

④その他市が提出を求める書類

(3) 提出期限：令和9年3月10日 (水)

<令和9年度成果物>

- (1) 報告書 1部
- (2) 下記の電子データ一式 2式 (CD-R等)
  - ①打合せ及び協議に関する議事録
  - ②工程表 (令和9年度分)
  - ③計画に関するもの  
本仕様書6-(2)に記載のとおり
  - ④その他市が提出を求める書類
- (3) 提出期限: 令和10年3月10日 (金)

#### 8. その他

- (1) この委託業務において、協議・打合せ、受託者の現地調査に関する経費は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、経過を明確にし、3営業日以内に提出するものとする。
- (3) 受託者は、本業務に類似する業務実績がある主任研究員等をもって業務にあたりとともに、高度な技術及び知識を要する事項については、相当の経験を有する十分な者を配置しなければならない。
- (4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属する。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める補正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)、宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年条例第28号) 及びその他関係法令等並びに別紙の個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づき、適正に管理し、取り扱うこととする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が別途協議する。